

早稲田大学大学院法学研究科

2023年1月

博士学位申請論文審査報告書

論文題目

アメリカ法におけるマリタイムリーエンの研究

申請者氏名 伊藤 洋平

主査	早稲田大学教授	博士（法学）（早稲田大学）	箱井 崇史
	早稲田大学教授		尾崎 安央
	早稲田大学准教授		棚橋 洋平
	早稲田大学教授		福島 洋尚
	岡山大学教授		増田 史子

# 伊藤洋平氏博士学位申請論文審査報告書

早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程学生伊藤洋平氏は、早稲田大学学位規則第7条第1項に基づき、2022年10月25日、その論文「アメリカ法におけるマリタイムリーエンの研究」を早稲田大学大学院法学研究科に提出し、博士（法学）（早稲田大学）の学位を申請した。後記の審査委員は、上記研究科の委嘱を受け、この論文を審査してきたが、2023年1月30日、審査を終了したので、ここにその結果を報告する。

## I 本論文の目的と構成

### 1. 本論文の目的

本論文は、アメリカ法における「マリタイムリーエン」(maritime lien)を研究対象としたものであり、アメリカ法におけるマリタイムリーエンの制度の形成とその今日までの展開を明らかにすることにより、究極的にはわが国における同種制度である「船舶先取特権」に関する諸問題への示唆を与えることを目的として執筆されている。ここでアメリカ法を比較法的検討の対象とした理由としては、イギリス法と異なり、アメリカ法はわが国と同様に航海必需品供給債権に広くマリタイムリーエンを認めていること、また判例が多数存在していること、さらに現在までの関係条約の制定にも影響を与えていることから、日本法への示唆を与えるに好適な研究対象であるとの筆者の考えが述べられている。

### 2. 本論文の構成

本論文は、問題の所在と論文の目的を示す「はしがき」以下、第1部「アメリカ法におけるマリタイムリーエンの追及性とその限界」、第2部「アメリカ法におけるマリタイムリーエンの順位」、第3部「アメリカにおける船舶擬人化理論(personification theory)の今日的意義」および第4部「マリタイムリーエンの成立に関する準拠法選択の有効性」で構成されている。また、第1部は、第1章「私人間売買における追及性と第三取得者の保護」および第2章「裁判所の競売によるマリタイムリーエンの消滅」、第2部は、第1章「被担保債権の種類によるマリタイムリーエンの優劣」および第2章「発生時期の先後によるマリタイムリーエンの優劣」、第3部は、第1章「擬人化理論の生成と発展」、第2章「擬人化理論の衰退」および第3章「擬人化理論の今日的意義」、第4部は、第1章「アメリカ抵触法の基礎理論」、第2章「抵触法革命後のマリタイムリーエンの準拠法」および第3章「合意によるリーエン準拠法の選択と当事者自治」に分けて論じられている。

なお、本論文の第1部は、伊藤洋平「アメリカ法におけるマリタイムリーエンの追及性とその限界」早稲田法学会誌71巻2号(2021年)として公表した論説に、また本論文の第2部は、伊藤洋平「アメリカ法におけるマリタイムリーエンの順位」早稲田法学会誌72巻2

号（2022年）として公表した論説に、さらに本論文の第4部は、伊藤洋平「マリタイムリーエンの成立に関する準拠法選択の有効性」早稲田法学会誌73巻1号（2022年）として公表した論説に、それぞれ加筆修正したものである。

## II 本論文の内容

### 1. 第1部「アメリカ法におけるマリタイムリーエンの追及性とその限界」

（1）第1部第1章「私人間売買における追及性と第三取得者の保護」では、船舶の私人間売買の場合に第三取得者との関係でマリタイムリーエンがなお存続するかという追及性の問題を、アメリカのマリタイムリーエン制度の形成過程およびマリタイムリーエンの追及性が承認された過程を遡りつつ検討している。

まず、第1章第1節では、マリタイムリーエンという表現が最初に用いられた1831年のアメリカ判例、そして追及性について初めて言及された1851年のイギリス判例、さらに関連する諸判例を検討し、海事債権の担保制度としてのマリタイムリーエンの特殊性と、これに追及性が認められる実質的意義について判例理論を示している。

次いで、第1章第2節では、マリタイムリーエンの追及性と、船舶の善意の第三取得者との間の利害調整が、衡平法上の laches 法理（出訴懈怠の法理）により図られてきていることを、多くのアメリカ裁判所の判例を挙げながら明らかにしている。ここでは、同法理を適用する連邦最高裁判所の判決からその適用のための考慮基準を探り、アメリカ裁判所は、基準の明確性や当事者の予測可能性よりも、個々の事案における当事者間の公平を特に重視していることを指摘している。

また、第1章第3節では、マリタイムリーエンの実行における laches 法理の適用が検討されているが、ここではマリタイムリーエンが対物訴訟（action in rem）によって実行される場面において、その特殊な性質から考慮されている2つの事情について判例が整理されている。すなわち、マリタイムリーエンの実行における不合理な遅延に関する事情と、被告の不利益に関する事情（対物訴訟として被告は船舶であるが、ここで検討されるのは船舶所有者の不利益）である。

（2）第1部第2章「裁判所の競売によるマリタイムリーエンの消滅」では、競売の場合にマリタイムリーエンが消滅し、したがって追及性も失われる点について、これを追及性の制限の一つの場合と位置づけて検討している。

第2章第1節では、アメリカの海事裁判所における、イギリスからの独立後の海事事件の裁判管轄の変遷や、訴訟規則の制定・改正の過程が示され、次いでアレスト（対物訴訟）の手続とアタッチメント（被告の出廷を促すための仮差押）の手続について考察している。ここでは、アタッチメントによる競売によっては目的船舶上のリーエンが消滅しないとされ

ていることが確認された。なお、海事法に特有の手続について定められた補足規則 (Supplemental Rules) の一部について生じた違憲性の疑義をめぐる議論の展開もここで紹介されている。

第2章第2節では、海事裁判所における競売によるマリタイムリーエンの消滅が検討される。まず、リーエン消滅の根拠として、これを競落代金の最大化の要請とみる判例が紹介され、筆者からの批判的な検討が加えられている。筆者は、競売によるリーエン消滅の効果は、対物訴訟手続が有する一種の清算手続的側面により導かれると見解を述べている。次いで、リーエンホルダーに対する手続保障がいかに関与しているかが検討され、対物訴訟においては、船舶擬人化理論に依拠する1815年の判例がいう「物に対する通知がすべての利害関係人に対する通知とみなされる」との論理が、今なおリーエンホルダーへの手続保障の基礎になっているという。また、ここではアメリカで限定的に行われているマリタイムリーエンの登録制度にも言及している。

第2章第3節では、アメリカの海事裁判所以外の、すなわち外国裁判所やアメリカの倒産裁判所によって行われた競売手続の効果が検討される。いずれも詳細な判例の分析がなされ、判例の求めるリーエン消滅の効果を与えるための要件が示されている。倒産裁判所による売却の効果について、「憲法上の問題を含め、海事裁判所と倒産裁判所の関係については混沌を極めており、実務上は、倒産裁判所による売却を回避」する傾向が今後も継続すると筆者は予想を述べている。

## 2. 第2部「アメリカ法におけるマリタイムリーエンの順位」

(1) 第2部第1章「被担保債権の種類によるマリタイムリーエンの優劣」では、マリタイムリーエンの種類による優劣について検討している。

第1章第1節では、一般海事法における優劣関係について、まず優先権が認められている船員給料、海難救助および共同海損分担金のリーエンを検討する。次いで、不法行為リーエンと契約リーエンがいかなる場合に認められるかを確認したのち、不法行為リーエンが契約リーエンに優先するとの一般原則を示し、その根拠を考察している。まとめとして、裁判所による本船の保管のために要した費用も含め、一般海事法において確立されたマリタイムリーエンの順位を示している。

第1章第2節では、マリタイムリーエンとの関係で優先的船舶抵当権を劣後的マリタイムリーエンに優先させた1920年の船舶抵当権法 (Ship Mortgage Act) を、その沿革に遡って検討している。ここでは航海継続のための必要品供給債権になおマリタイムリーエンが認められているものの、これが劣後的マリタイムリーエンとされたことにより、イギリスをはじめとする、この種の債権をマリタイムリーエンないし船舶先取特権の対象としない国との乖離が実質的に減少していることを指摘している。

(2) 第2部第2章「発生時期の先後によるマリタイムリーエンの優劣」では、同一種類のリーエンの間での順位を検討対象としている。同一種類のマリタイムリーエンの間では、筆者が「逆順優先ルール」という“inverse order rule”が一般海事法によって認められ、新たなリーエンが既存のリーエンに優先する。そこで、本章第1節では、まずこのルールを取り上げ、その理論的根拠について、アメリカとイギリスの判例の分析を試みている。具体的には、判例で根拠とされてきた「便益理論」(benefit theory)と「準所有者理論」(proprietary interest theory)についてそれぞれの判例における展開を明らかにしている。次いで、先後関係の原則を維持しながらも、その発生時期を調整する(同時発生とみなせば同順位とすることができる)判例法上で認められた特別ルールを紹介している。結論として、筆者は、便益理論も準所有者理論も、いずれも逆順優先ルールの理論的根拠としては難点があり、特別ルールによる修正からみて、リーエンホルダーは合理的な期間内に速やかに権利を実行すべきであるという点が深く認識されていること、また、このように特別ルールにより修正された逆順優先ルールが laches の法理が適用される場合に近似してきていることを指摘している。

次に、本章第2節では、船舶抵当権法がこの発生時期によるマリタイムリーエンの優劣にもたらした影響を検討している。すなわち、優先的船舶抵当権が設定されると、それ以前の契約リーエンは優先的船舶抵当権に優先するものの、その後の契約リーエンは優先的船舶抵当権に劣後することになった。そして、この場合には、種類による順位にかかわらず優先的船舶抵当権の設定前に発生した契約リーエンは、その後に発生した契約リーエンに優先するとされたこと(結果的に先に発生したリーエンが優先する)、それゆえ優先されるマリタイムリーエンと優先的船舶抵当権および劣後のマリタイムリーエンとの関係で laches 法理が問題となることを、判例を通じて示している。また、優先的船舶抵当権とその設定後に発生した劣後的な契約リーエンとの関係での laches 法理の適用も同様に問題となりえるところ、この点もあわせて検討している。

さらに、本章第3節では、発生時期による優劣が種類による優劣に優先する場面が一般化しているとみるべきかどうかという点については、判例はなお原則を維持しつつも、権利実行の遅延に対しては laches 法理をはじめとしたいくつかの理論構成により修正を図っていることを指摘している。

### 3. 第3部「アメリカにおける船舶擬人化理論 (personification theory) の今日的意義」

(1) 第3部では、本論文第1部および第2部の検討から、アメリカのマリタイムリーエンの理論構成には船舶擬人化理論が重要な役割を果たしてきていることがわかるとして、この理論そのものを対象とする検討を行っている。

(2) 第3部第1章「擬人化理論の生成と発展」では、まず第1節として、イギリスの手続理論 (procedural theory) との相違をみたのち、第2節として、主に船舶の没収事件からア

アメリカにおいて船舶の擬人化理論が形成されていく過程を、19世紀初頭の判例を手がかりに示している。ここでは、船舶擬人化理論は、当初は法令違反を理由とする船舶の没収事件において確立されたものであり、その段階ではまだ一般海事法上の原則として展開されていたわけではなかったことを指摘している。

本章第3節では、その後、マリタイムリーエンに擬人化理論を拡大した2つの連邦最高裁判所判決を検討している。

(3) 第3部第2章「擬人化理論の衰退」では、擬人化理論をフィクションであるとして、これを否認する見解が19世紀末から強く主張され、判例にも大きな影響を及ぼしたことが示されている。本章第2節では、船舶擬人化理論を否認した判例を検討している。ここでは、まず、“res judicata”と対物訴訟の関係について判例を分析している。前訴で勝訴した場合、裁判所は、混同効について、“res judicata”の適用を認めないが、ここでは結論を船舶擬人化理論から演繹的に導くことなく、訴訟法上の観点（対物訴訟・対人訴訟の一方のみでは必ずしも債権の満足をえられるとは限らない）から適切な結論を導き出していることを指摘している。次いで、遮断効についても、擬人化理論を徹底すれば対物訴訟と対人訴訟は当事者が異なるから、前訴の敗訴後に後訴の提起が許される（“res judicata”は適用されない）ことになりうるところ、裁判例はそのような単純な判断をせずに、やはり訴訟法上の根拠を指摘しながら結論を導いていることを確認している。

(4) 第3部第3章「擬人化理論の今日的意義」では、船舶擬人化理論を支持する見解および批判する見解の双方を検討している。筆者によれば、両見解は、船舶の擬人化を法的フィクションとみる点では一致しており、それゆえこれを廃棄すべきとする否認論と、フィクションであっても今なお有用なことからその限りで利用すべきとする肯定論との相違がある。そして、責任主体（債務者）を特定することが困難な状況など、一定の場合になお船舶の擬人化理論が有効に機能しているとみられるので、筆者はこれを正当としている。そのうえで、この妥当性の範囲を超えてまで擬人化理論を海事法上の原則としてみることは妥当でないとしている。

#### 4. 第4部「マリタイムリーエンの成立に関する準拠法選択の有効性」

(1) 第4部では、当事者の合意によっては創設できないというマリタイムリーエンの基本的な性質と、抵触法上の取扱いとの関係を論じている。

(2) 第4部第1章「アメリカ抵触法の基礎理論」では、伝統的法理論としての法選択のルールを概観したのち、伝統的な抵触法理論からの脱却を図ろうとする理論上の試みが20世紀半ばに活発となり、これらの革新的理論が抵触法リステイメント改訂版に採り入れら

れるに至ったいわゆる「アメリカ抵触法革命」を紹介している（第1節、第2節）。そのうえで、本章第3節では、この抵触法革命が海事裁判所に及ぼした影響を、2つの判例を通して考察している。

（3）第4部第2章「抵触法革命後のマリタイムリーエンの準拠法」では、前章にみた抵触法革命がマリタイムリーエンの準拠法選択に及ぼした影響を検討している。ここでは、まず、1910年の連邦マリタイムリーエン法（FMLA）が1971年に改正され、備船者が航海必要品を調達した場合のマリタイムリーエンの成立余地が拡大したことによって、マリタイムリーエンの準拠法が問題となるケースが増加したことが指摘される。次いで、その後、マリタイムリーエンの成立について最重要関係地テストにより準拠法を選択する1970年代から80年代中頃までの判例と、そのほとんどが最重要関係地テストによることなく、必需品供給契約の準拠法によってマリタイムリーエンの成否を判断した2000年頃にかけての判例の展開を整理している。ここでは、必需品供給契約の当事者が船舶所有者であった場合には契約準拠法により、それ以外の（備船者等が当事者である）場合には最重要関係地テストによるとみるわが国の先行研究による分析に批判的に言及している。

（4）第4部第3章「合意によるリーエン準拠法の選択と当事者自治」では、マリタイムリーエンの成立に関する準拠法指定を許容するとみられる近時の判例を、2000年以降の展開として検討している。まず、本章第1節では、2002年の第5巡回区控訴裁判所判決がP&I保険契約の準拠法とは区別されたりリーエン準拠法の指定を許容したこと、また、2008年の第9巡回区控訴裁判所判決が、マリタイムリーエンの成立にはアメリカ法が適用されるとする準拠法指定条項の効力を認めたことを紹介している。

本章第2節では、この2008年判例以降、一部の例外（たとえば第11巡回区）はあるものの、第4巡回区および第5巡回区がこの判例に追随してきており、準拠法選択の許容が判例において広がってきていることを指摘している。次いで、こうした一連の判例上の動きに対する学説状況を取り上げ、学説は、マリタイムリーエンは当事者の合意から独立して発生するというマリタイムリーエンの基本的性質に反し、また他のリーエンホルダーの権利にも影響するとして、概ね批判的であるとしている。

本章第3節では、マリタイムリーエンの成立に関する準拠法指定を許容する近時の判例の傾向に対する筆者の見解が述べられている。まず、「当事者による準拠法選択の有効性」については、契約当事者がその意思によってマリタイムリーエンを創設することができないにもかかわらず、マリタイムリーエンの成立を判断する準拠法を自由に選択できるとすることは当事者自治の妥当する範囲を越えるものと批判する。次いで、実務においてとりわけ問題となりうる航海必要品のマリタイムリーエンについては、アメリカの裁判所はこれを約定担保として捉えはじめているのではないかとの考えを仮説として提示している。

### Ⅲ 本論文の評価

本論文は、わが国の船舶先取特権に相当するアメリカのマリタイムリーエンをさまざまな角度から検討したものであり、全4部にまとめられている。このうち、まず第1部と第2部では、マリタイムリーエンの追及性と順位（優劣）といった基本的な特徴について論じており、次いで第3部ではアメリカのマリタイムリーエン制度に大きな影響を与えてきた船舶の擬人化理論を論じており、さらに第4部ではマリタイムリーエンの準拠法を論じており、これら3つに大別することができるから、以下ではこれを分けて評価する。

第1部では、アメリカのマリタイムリーエン制度の起源に遡りながら、マリタイムリーエンに追及性が認められた過程やその理論的根拠、さらにその限界が、また第2部では、マリタイムリーエンの順位（優劣）に関する原則および例外が、いずれも関連立法による影響も含めた詳細な判例の分析によって明らかにされている。わが国の海法学界におけるマリタイムリーエンの研究は、これまで皆無ではなかったものの簡単なものにとどまっており、アメリカにおけるマリタイムリーエン制度の現在における実質的な機能状況を先行研究に比べて格段に精緻に明らかにした本論文には、まずここにわが国学界への多大な貢献を認めることができる。また、第1部には、衡平法上の laches 法理（出訴懈怠の法理）によりマリタイムリーエンの追及性はそもそも制限的なものであるとの指摘があり、第2部には、優先的船舶抵当権の登場によって、航海必需品供給債権に制定法上のリーエンが認められるにすぎないイギリス法との乖離が一般に認識されるほど大きくないとの指摘があるなど、随所に貴重な分析・示唆がなされている。とりわけ、いわゆる逆順優先ルール（inverse order rule）の根拠について、既存の理論での説明は不十分であり、このルールが迅速なリーエンの実行を促すためのものであり、laches の法理に接近しているとの見解は傾聴に値する。さらに、第1部の後半では、裁判所の競売によるマリタイムリーエンの消滅が検討されている。ここでは、アメリカにおける各種の船舶執行手続の概要・差異や、アメリカでの倒産事件と海事事件との関係など、わが国ではいまだ十分に紹介されていない諸点について、判例や学説の展開を丹念に追いながら的確に示したものであり、十分な学術的な価値を認めることができる。

第3部では、アメリカ法における船舶擬人化理論（personification theory）がマリタイムリーエンとの関係で論じられている。ここでも、同理論の確立過程に遡り、これがマリタイムリーエンの理論に応用され適用が拡大する過程、そして理論の衰退期を経て今日に続く論争の状況が詳細な判例および学説の紹介・分析をもって示されており、対物訴訟になじみのないわが国においてアメリカのマリタイムリーエンの制度の理解に資する一級の成果となっている。

第4部は、マリタイムリーエンの成立について、アメリカの判例法において準拠法選択が認められるに至った経緯を、抵触法理論の変遷のみならず実質法の変化も踏まえて、克明に描き出している。マリタイムリーエンあるいは船舶先取特権の成立および効力の準拠法を



どのように決定するかは、法定担保物権の準拠法に関する問題の一部として、わが国の国際私法学の関心を集めてきた問題である。この問題に関する従前のアメリカ法の紹介は、抵触法革命後の最重要関係地テストのもとでどのような解決が図られているのかに重点があり、旗国法主義に対する批判の拠り所の一つとなってきた。本論文は、マリタイムリーエンの準拠法に関するアメリカ法の発展を、連邦マリタイムリーエン法（FMLA）の制定などのアメリカ実質法の展開と法の変化に呼応する実務的対応の変化の中に位置づけ、マリタイムリーエンの成立の準拠法に関する抵触法理論の発展に実質法の変化の影響がみられることを指摘した点において、従前のアメリカ法の紹介とは一線を画している。近時のわが国の国際私法学説は、海事関係についても、個々の法律関係について関係する国際私法規則の趣旨を踏まえて分析的にその妥当する範囲、旗国法によるべき範囲等を検討する傾向にあり、アメリカ法の解像度を顕著に高めた本論文は、今後のわが国の議論の発展にとっても重要な視点を提供するものと評価することができる。

他方、本論文にも指摘しておかなければならない点がある。本論文は、はしがきに述べられているように、わが国の船舶先取特権制度の諸問題に示唆をえることを目的としている。たしかに、各部・各章の末においては具体的問題についての日米比較に言及しているが、それぞれの問題とアメリカ法におけるマリタイムリーエンの制度との比較の意義については、かなりの濃淡があるように思われる。わが国の解釈論に言及する部分については、さらなる研究の展開が望まれる。また、アメリカの制度にみられるさまざまな特徴が、アメリカの特有の事情に基づくものなのか、それとも海法の特殊的制度として普遍性のあるものなのかの分析も欲しかった。そもそもマリタイムリーエンは大陸法に由来する制度とみられるだけに、そのあたりへの言及があれば比較検討の意義がさらに高まったように思われる。しかし、これらは本論文がこれまでわが国に存在しなかったアメリカのマリタイムリーエン制度に関する分野横断的な総合的研究として有するその価値をいささかも損なうものではない。また、断片的な日本法への示唆についても、対物訴訟がないことによる問題の指摘など、今後の研究課題の提示とみればそれ自体に価値があるというべきであろう。

#### IV 結 論

以上の審査の結果、後記の審査委員は、全員一致をもって、本論文の執筆者が博士（法学）（早稲田大学）の学位に値するものと認める。

2023年1月30日

審査委員

主査 早稲田大学教授 箱井 崇史 (商法)

---

副査 早稲田大学教授 尾崎 安央 (商法)

---

早稲田大学准教授 棚橋 洋平 (民事手続法)

---

早稲田大学教授 福島 洋尚 (商法)

---

岡山大学教授 増田 史子 (商法)

---

【付記】

本審査委員会は、本学位申請論文の審査にあたり、下表のとおり修正点があると認めたが、いずれも誤字・脱字等軽微なものであり、博士学位の授与に関し何ら影響するものではないことから、執筆者に対しその修正を指示し、今後公開される学位論文は、修正後の全文で差支えないものとしたので付記する。

博士学位申請論文修正対照表

修正箇所 (頁・行等)	修正内容	
	修正前	修正後
11頁・18行	personification th <u>o</u> ery	personification th <u>e</u> ory
19頁・14行	現実または	現実 <u>の</u> または

19 頁・17 行	現実または	現実 <u>の</u> または
21 頁・5 行	英米判例	英米 <u>の</u> 裁判例
23 頁・24 行	連邦 <u>海</u> 事先取特権法	連邦 <u>マ</u> リタイムリーエン法
26 頁・1 行	dill <u>l</u> igence	diligence
27 頁・8 行	連邦 <u>海</u> 事先取特権法	連邦 <u>マ</u> リタイムリーエン法
48 頁・17 行	新所有者 <u>が</u>	新所有者 <u>は</u>
103 頁・11 行	呈されている。 <u>。</u>	呈されている。
121 頁・21 行	船舶所有者 <u>に</u> 対人責任	船舶所有者 <u>の</u> 対人責任